

諮詢番号：平成 30 年度 諒問第 8 号及び第 9 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 10 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

1 諒問第 8 号関係

裁決についての「本件請求のうち、平成 30 年度固定資産税及び都市計画税の第 2 期及び第 3 期の納期限の変更の取消しを求める部分は却下し、その余の部分については棄却する」との審査庁の判断のうち、平成 30 年度固定資産税及び都市計画税の第 2 期及び第 3 期の納期限の変更の取消しを求める部分については棄却すべきであるから、その判断は妥当とはいえないが、その余の部分については棄却すべきであるから、その判断は妥当である。

2 諒問第 9 号関係

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 諒問第 8 号関係

平成 30 年度固定資産税及び都市計画税の第 2 期から第 4 期まで（以下「本件固定資産税等」という。）については、処分庁が平成 30 年 6 月 19 日付けで行った繰上徴収に伴う納期限の変更（以下「本件処分 1」という。）による変更前の納期限までに納付する予定であり、また、過去に請求人が所有する本件固定資産税等の課税客体である札幌市○区○所在の土地及び建物（以下これらを「本件不動産」という。）に係る固定資産税及び都市計画税を滞納したことについて請求人には責任がなく、本件不動産に係る競売開始決定も虚偽のものであるため、本件処分 1 の取消しを求める。

(2) 諒問第 9 号関係

本件固定資産税等については、当初は本件処分 1 による変更前の納期限までに

納付する予定であったが、犯罪者による収入の圧迫や口座凍結により、当初の予定ではなく平成 30 年の期間内に納付するため、処分庁が平成 30 年 7 月 2 日付けで行った不動産差押処分及び交付要求（以下「本件処分 2」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

処分庁は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の規定に従って本件処分 1 及び本件処分 2 を適正に行っており、請求人の主張には理由がない。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成 30 年 4 月 12 日、処分庁は、請求人に対して、平成 30 年度固定資産税及び都市計画税の納税通知書を発送した。当該納税通知書において、これらの税の納期限は、第 1 期が平成 30 年 5 月 1 日、第 2 期が同年 7 月 31 日、第 3 期が同年 10 月 1 日、第 4 期が平成 31 年 1 月 4 日とされていた。

イ 平成 30 年 5 月 11 日、処分庁は、平成 30 年度固定資産税及び都市計画税の第 1 期分が納付されたことを確認した。

ウ 平成 30 年 6 月 15 日、処分庁は、札幌地方裁判所から債権届出の催告書（平成〇年（〇）第〇号）を受領した。これにより、本件不動産について担保権の実行としての競売の手続（以下「本件競売手続」という。）が開始されたことを確認した。

エ 平成 30 年 6 月 19 日、処分庁は、本件固定資産税等について繰上徴収することとし、本件固定資産税等の納期限を同月 29 日に変更した旨を請求人に告知した（本件処分 1）。

オ 平成 30 年 6 月 23 日、請求人は、「審査請求書」と題する書面を審査庁に提出した。当該書面の記載内容からは、請求人の審査請求を行う意思の有無が明らかではなかったため、審査庁は、請求人に対し、審査請求書の様式を送付し、審査請求書の記載事項を教示した。

カ 平成 30 年 6 月 30 日、請求人は、本件処分 1 に係る審査請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。

- キ 請求人は、本件固定資産税等について、本件処分1による変更後の納期限までに完納しなかった。
- ク 平成30年7月2日、処分庁は、本件不動産の差押え及び本件固定資産税等に係る交付要求をすることとし、請求人に差押書及び交付要求通知書を送達し、札幌法務局に本件不動産に係る差押えの登記を嘱託し、及び本件競売手続の執行裁判所である札幌地方裁判所に差押通知書及び交付要求書を送達した(本件処分2)。
- ケ 平成30年7月17日、請求人は、本件処分2に係る審査請求(以下「本件請求2」という。)を行った。

なお、同日付けで提出された審査請求書において、審査請求に係る処分の記載に誤りがあったため、審査庁が補正を求めたところ、請求人は、同年8月2日付けの「審査請求書(再送)」において審査請求に係る処分を訂正した。

(2) 本件処分1について(諮問第8号関係)

本件処分1のうち、本件処分1による変更前の本件固定資産税等の納期限を既に経過したものを見直した部分の法的効果は既に消滅しているところ、当該部分の取消しによって、請求人について何らかの法律上の利益が回復することはないのであるから、当該部分の取消しを求める審査請求は、不適法なものである。

また、本件競売手続が開始されているところ、請求人は、平成29年に、本件不動産に係る賃料収入を得られなかつたために本件不動産に係る固定資産税及び都市計画税を滞納し、滞納処分を受けたことがあり、本件競売手続により本件不動産の所有権を失い、賃料収入を得られなくなれば、本件固定資産税等を滞納する可能性が高く、本件処分1による変更前の納期限において本件固定資産税等の全額を徴収することができないと認められるため、地方税法の規定に基づき、処分庁が本件処分1を行つたことについて、違法又は不当な点はない。

(3) 本件処分2について(諮問第9号関係)

請求人は、本件固定資産税等について、本件処分1による変更後の納期限までに完納しなかつたほか、本件競売手続が開始されたため、処分庁は、地方税法等の規定に従い、請求人の財産である本件不動産を差し押さえ、請求人、札幌法務局及び札幌地方裁判所に必要な書類の送達等を行つてはいるほか、札幌地方裁判

所に対して本件固定資産税等に係る交付要求をし、その旨を請求人に通知していることが認められる。

よって、本件処分2は、法律の定めに従い適正に行われていると認められる。

2 審理員審理の経過（日付は、平成30年）

(1) 諒問第8号関係

7月6日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
7月20日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
8月3日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
8月17日	請求人が、審理員宛てに反論書を再提出
9月25日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
9月27日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

(2) 諒問第9号関係

8月14日	審査庁が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
8月23日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
9月25日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
9月27日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)及び(3)と同じ内容である。

第5 審査会調査審議の経過（日付は、平成30年）

10月19日	審査庁から諮問（諮問第8号及び第9号）
10月30日	第1回調査審議（平成30年度第8回札幌市行政不服審査会） ※諮問第8号事件及び第9号事件に係る調査審議の手続を併合

第6 審査会の判断の理由

1 調査審議の手続の併合

請求人は、本件請求1及び本件請求2を行っているが、これらは同じ本件固定資産税等及び本件不動産に係るものであり、本件処分1及び本件処分2は先行処分及び後行処分という相互に関連性を有する処分であると認められるため、諮問第8号事件及び第9号事件に係る調査審議の手続を併合することとした。

2 本件処分1について

地方団体の長は、納税者の財産につき担保権の実行としての競売が開始されたときは、当該納税者に納付の告知をした地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、繰上徴収をすることができるとされており（地方税法第13条の2第1項第1号及び第2項第1号）、繰上徴収をしようとするときは、納期限の変更を納税者に告知しなければならないこととされている（同条第3項後段）。

そこで、本件について見ると、請求人は、本件固定資産税等について、本件処分1による変更前の納期限までに納付する予定であるとして、本件処分1の取消しを求めている。

この点、まず、本件請求1の適法性について検討する。

地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収は、納税者について特別な事情が生じ、納期限まで待っていては租税債権の満足な実現が困難なおそれがある場合に、その納税者の有する期限の利益を奪って徴収の確保を図ることを目的としているものであり、繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税及び都市計画税に係る地方団体の徴収金が完納されないときは、市町村の徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている（地方税法第373条第1項第2号及び第702条の8第1項）。このことから、繰上徴収は、地方団体の徴収金の確保のため、繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに当該徴収金が完納されなければ、その後に滞納処分を行うことを想定して行われるものといえる。

実際に、処分庁は、本件固定資産税等について繰上徴収することとし、本件固定資産税等の納期限を平成30年6月29日に変更した旨を請求人に告知しており（本件処分1）、同日までに本件固定資産税等が完納されなかったことから、これを徵

収するために本件処分 2を行っている。本件処分 1による変更前の本件固定資産税等の納期限は、第 2期が同年 7月 31日、第 3期が同年 10月 1日であり、いずれも既に経過しているところではあるが、本件処分 1により、第 4期を含めてこれらの納期限が同年 6月 29日に変更されたこと及び同日までに本件固定資産税等が完納されなかつたことを前提に、本件処分 2が行われていることからすると、請求人には、既に経過している第 2期及び第 3期の納期限の変更の取消しによって回復すべき法律上の利益がなお存すると解する余地もある。

したがって、本件請求 1については、全体を適法な審査請求として取り扱うことが適当である。

次に、本件処分 1の適否について検討する。

地方税法第 13条の 2第 1項第 1号の規定の趣旨は、納税者の財産につき担保権の実行としての競売が行われると、納期限まで待っていては納税者の財産が散逸し、租税債権の満足な実現が困難なくなるおそれがあるため、納税者の有する期限の利益を奪って徴収の確保を図ることであると解される。本件においては、本件競売手続は本件不動産の抵当権者による抵当権の行使によるものであり、その原因は請求人の抵当権者に対する債務不履行であったことが推認されるところ、平成 30年 6月 15日に処分庁が札幌地方裁判所から債権届出の催告書を受領し、同年 7月 4日までに請求人に対する債権の存否並びにその原因及び額を届け出て交付要求するよう催告されたことから、処分庁が既に納付の義務の確定した本件固定資産税等について、納期限を同日より前の同年 6月 29日に変更する本件処分 1を行い、これが同日までに納付されなかつた場合には、同年 7月 4日までに交付要求をして、本件固定資産税等の徴収の確保を図ろうとしたことが認められる。

また、請求人は、本件不動産に係る賃料収入を十分に得られなかつたために本件不動産に係る固定資産税及び都市計画税を滞納し、平成 29年 8月に処分庁による滞納処分を受けた経緯があることが認められ、今回の本件競売手続の原因が本件不動産の抵当権者に対する債務不履行であったと推認されることからも、本件競売手続により請求人が本件不動産の所有権を失い、賃料収入を全く得られなくなれば、請求人が本件固定資産税等を滞納する可能性が高いことは、予想に難くないところである。

したがって、本件固定資産税等について、その納期限において全額を徴収するこ

とができないとして、地方税法第13条の2第1項の規定に基づき本件処分1を行った処分庁の判断に社会通念上著しく不合理な点は認められない。

3 本件処分2について

固定資産税に係る滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえなければならず（地方税法第373条第1項第2号）、滞納者の財産が不動産である場合における差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行い、不動産を差し押さえたときは、差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならないこととされている（同条第7項においてその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条第1項及び第3項）。

また、滞納処分による差押えは、競売の開始決定があった不動産に対してもすることができ、市町村の徴税吏員は、当該不動産を差し押さえたときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならないこととされている（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）第36条において準用する同法第29条）。

一方、滞納者の財産につき担保権の実行としての競売等の強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならず（地方税法第373条第4項）、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならないこととされている（同条第7項においてその例によるものとされる国税徴収法第82条第2項）。

そのほか、抵当権の目的となっている財産を差し押さえたとき及び滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金について交付要求をしたときは、市町村の徴税吏員は、抵当権を有する者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならないこととされている（地方税法第373条第7項においてその例によるものとされる国税徴収法第55条第1号（同法第82条第3項において準用する場合を含む。））。

なお、都市計画税の賦課徴収については、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、これと併せて行うこととされている（地方税法第702条の8第1項）。

そこで、本件について見ると、請求人は、本件固定資産税等について、本件処分1による変更後の納期限までに完納しなかったほか、本件競売手続が開始されたた

め、処分庁は、請求人の財産である本件不動産を差し押さえ、請求人、札幌法務局北出張所、札幌地方裁判所及び本件不動産の抵当権者に必要な書類の送達等を行っているほか、同裁判所に対して本件固定資産税等について交付要求をし、その旨を請求人及び当該抵当権者に通知しており、本件処分2は、前記地方税法等の規定に基づき適正に行われたことが認められる。

なお、請求人は、本件固定資産税等について、当初は本件処分1による変更前の納期限までに納付する予定であったが、犯罪者による収入の圧迫や口座凍結により、当初の予定ではなく平成30年の期間内に納付するとして、本件処分2の取消しを求めている。この点、地方税法第373条第1項及び第4項の規定により、処分庁には本件処分2を行うべき法的義務がある中で、現に本件競売手続が開始されている以上、速やかに本件処分2を行わなければ本件固定資産税等を徴収できなくなるおそれがあることが認められるため、法の規定に基づき本件処分2を行ったものであり、この処分庁の判断が社会通念上不合理であるとは認められない。

4 結論

以上により、本件処分1及び本件処分2は法の規定に基づき適正に行われており、その他これらを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員(会長)	岸 本 太 樹
委 員	鈴 木 光
委 員	林 賢 一